

徳島^で働こう!

徳島県内に就職する人の奨学金の返還を支援します。
学部・業種は問いません。

[全国枠]

全国の大学、短期大学、大学院、高専、専修学校専門課程の
在学生及び既卒者対象



1 募集期間

令和
2年

8月1日(土)

令和
2年

12月18日(金)

当日消印有効

2 募集対象者 次の各号のいずれにも該当する方

- ① 日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの。)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方(既卒者にあつては返還残額がある方(滞納がある場合を除く))」
- ② 徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く)
- ③ 大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程(大学等)を下表の「卒業年度」に卒業し、「就業開始期間」内に就業する方
- ④ 徳島県内に住所を有する予定である方

| 在学生 | 卒業年度 | 就業開始期間 | 備考 |
|-----|-------------|----------------------------|---|
| 在学生 | 令和3年度 | 卒業後～R4.9.30 | 修業年限以内で卒業する方 (やむを得ない事情があると認める場合を除く) |
| | 令和2年度 | 卒業後～R3.9.30 | |
| 既卒者 | 卒業年度 | 就業開始期間 | 備考 |
| 既卒者 | 令和元年度 以前 | 募集期間を 経過した日～ R4.9.30 | <ul style="list-style-type: none"> ● 修業年限以内で卒業した方 (やむを得ない事情があると認める場合を除く) ● R2.8.1時点で県外に在住し、徳島県に移住することを希望する30歳(R3.4.1時点)までの方 |



3 募集人数 150名程度

4 助成金額

● 大学(短大除く)、大学院、高専の在学生及び既卒者

- ① 日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額)……………【上限額100万円】
- ② 日本学生支援機構有利子奨学金借受総額の1/3(既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額)……………【上限額70万円】

● 短大の在学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額)……………【上限額50万円】

● 専修学校専門課程の在学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額)……………【上限額80万円】



徳島は宣言する
VS 東京

5 応募方法

チェックリストにより提出書類に不備が無いことを確認した上で、次の書類を下記⑦の「お問合せ・応募先」あて、簡易書留で郵送(消印有効)してください。

- ①「とくしま帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書
- ②奨学金貸与証明書(既卒者にあつては奨学金返還証明書)
- ③学業成績証明書(取得単位数がわかり、直近の状況が記載されたもの)
- ④在籍大学等の推薦書(発行者が厳封したもの)(既卒者にあつては自薦書)
- ⑤住民票の写し(既卒者のみ)
- ⑥チェックリスト

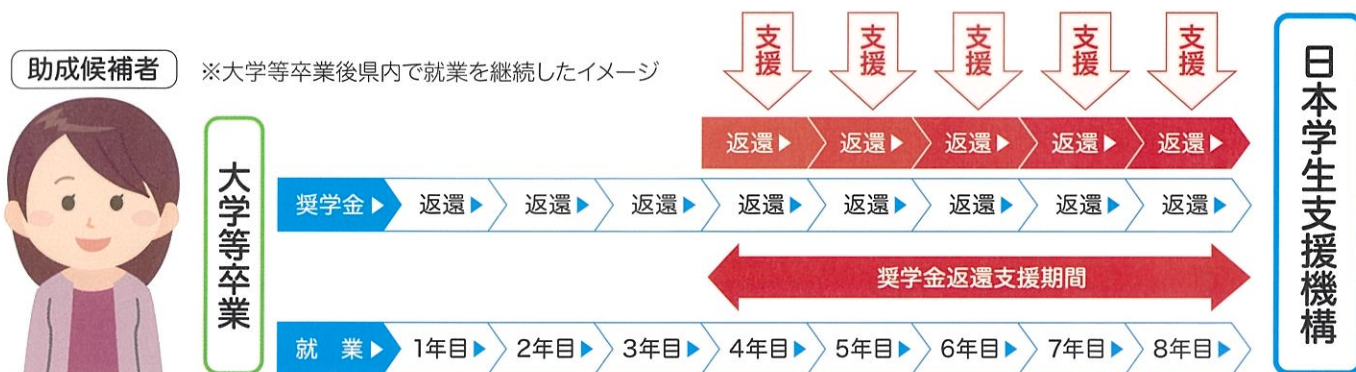
※徳島県のホームページに各種様式のほか、募集要項等を掲載しますので、必ず御覧ください。
※書類に不備がある場合は認定されないことがあります。

6 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、奨学金の返還を支援します。

毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として、本人に代わって、県が直接、日本学生支援機構等に支払います。

徳島県奨学金返還支援制度



7 お問合せ・応募先

〒770-0045 徳島県徳島市南庄町5丁目77-1 徳島県自治研修センター内

徳島県政策創造部 県立総合大学校本部

電話 088-612-8801 平日8:30から17:15まで

ファクシミリ 088-612-8805

E-mail sougoudaigakkou@pref.tokushima.jp

様式のダウンロードや
詳細の確認はこちら
(徳島県HP)



支援企業からの寄附がこの事業に使われています。

小川信雄教育基金



株式会社テレコムメディア



Media Do
HOLDINGS

株式会社メディアドゥホールディングス